

県立学校を対象とした教育 DX 推進プラットフォーム（クラウド環境）及び 周辺システムに係る構築業務委託業者選定の公募に係る説明書

令和 8 年 6 月 11 日（木）に公告した標記業務に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結に当たり、必要な手続き等については関係法令によるほか、この説明書によるものとする。

1 事業の概要

(1) 業務名

県立学校を対象とした教育 DX 推進プラットフォーム（クラウド環境）及び周辺システムに係る構築業務委託 一式

(2) 業務目的

県全体の教育環境の高度化を図るため、教育 DX 推進プラットフォーム（クラウド環境）への移行、ネットワークの一元化、及び端末の 1 台化を実現するために必要な調達等を行う。

(3) 業務内容

【契約書（案）】及び【別紙 2】「仕様書」のとおり

(4) 委託期間

令和 8 年度契約開始日から令和 9 年 3 月 31 日まで（構築期間①）

(5) 見積限度額

本業務においては、将来を見据えた最適な提案を求めため、本公募の対象となる「構築期間①」の費用に加え、「構築期間②（令和 9 年 4 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日）」及び「運用保守（5 年間）」を含めた総事業費の見積りを求める。なお、「構築期間①」「構築期間②」「運用保守（5 年間）」に係る見積限度額は以下のとおりとする。

- ・ 構築期間① 金 752,400 千円（消費税および地方消費税を含む。）以内
- ・ 構築期間② 金 501,600 千円（消費税および地方消費税を含む。）以内
- ・ 運用保守期間 金 4,438,500 千円（消費税および地方消費税を含む。）以内

なお、各見積限度額はいずれも現時点における見込み額であって予定価格を示すものではなく、予算の状況により将来的に変動する可能性がある。事業者は各期間の限度額を所与の前提とせず、業務の合理化や技術的工夫を通じた総事業費の縮減を図り、競争性・効率性のある価格での提案を行うこと。

(6) スケジュール

項目	日程
質問受付期限	令和 8 年 6 月 24 日（水）午後 4 時（必着）
質問回答予定日	令和 8 年 7 月 1 日（水）
参加申込提出期限	令和 8 年 7 月 8 日（水）午後 4 時（必着）
参加資格確認結果通知予定日	令和 8 年 7 月 15 日（水）
企画提案書等提出期限 及びデモ環境等提出期限	令和 8 年 7 月 23 日（木）午後 4 時（必着）
プレゼンテーション	令和 8 年 8 月 3 日（月）～10 日（月）*内 1 日もしくは 2 日
審査結果通知予定日	令和 8 年 9 月 3 日（木）～9 月 9 日（水）

2 契約の方法

(1) 契約方法

随意契約

(2) 契約の相手方の候補の選定

公募によりプロポーザルを募集し、その内容を審査して最優秀提案者を選定し、随意契約の相手方の候補（受託候補）とする手続（公募型プロポーザル方式）による。

(3) 選定後の手続

県は、受託候補者に審査結果通知書（様式第6号）を送付し、受託候補者から見積書を徴する。見積りの額が、茨城県財務規則（平成5年茨城県財務規則第15号。以下「財務規則」という。）の規定に基づき作成された予定価格の範囲内であることを確認したときは、同規則に定める随意契約の手続により、契約を締結する。

3 参加者資格要件

参加する者は、以下資格要件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格がある者であること。ただし、本募集の開始から企画提案書等提出期限日までに茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（申立てがなされている者であっても、再生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

(5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

(6) プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）若しくは、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）取得事業者であること。

4 プロポーザルへの参加申込

(1) 参加申込

本業務に係るプロポーザルへの参加を希望する者は、令和8年7月8日（水）午後4時までに「企画提案参加申込書兼申告書（様式第1号）」をPDFファイルで「10 担当課」記載の電子メールアドレスに送付すること。

また提出後に必ず「10 担当課」記載の電話あてに到着確認を行うこと。

(2) 参加辞退

参加申込後に辞退する場合は、「辞退届（様式第2号）」をPDFファイルで「10 担当課」記載の電子メールアドレスに送付すること。

5 質問の受付・回答方法

(1) 受付期限

令和8年6月24日（水）午後4時までとする。

(2) 受付方法

「質問書（様式第4号）」を「10 担当課」記載の電子メールアドレスに送付すること。
件名は、「【質問】教育DX推進プラットフォーム等構築業務委託」とすること。

(3) 回答予定日及び回答方法

令和8年7月1日（水）までに全質問に対する回答を一覧化し、茨城県入札情報サービスに掲載する。

6 企画提案に関する提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類（すべてPDFファイル）

下記ア及びイを1つのPDFファイルとしたもの。

ア 企画提案書（サイズA4・向き横、様式及び枚数は自由とするが、以下のとおり項目立てをすること。）

項目	主な記載事項（想定）
①基本方針	イラストや図を使った概要、独自の工夫点など
②スケジュール	全体的な実施スケジュール概要
③会社概要及び業務実績	会社概要、本業務に関連する主な業務実績など
④実施体制	業務実施場所、業務従事人数、業務従事者の業務経験や資格等、会社組織としての支援体制（技術的サポート、従事者の病欠等に係るサポート）など
⑤提案の全体構成	提案する教育DX環境の全体像
⑥提案ソリューションに関する提案	提案する教育DX環境を構成するソリューションの製品名や特徴、セキュリティなど 提案する構成を採用した背景・理由など （例：提案する製品・サービスを選定した理由やメリット、県が保有する教育情報ネットワークのGoogleアカウントを活用する理由やメリット等）
⑦業務内容に関する提案	提案する教育DX環境の構築や運用保守等の具体的な取組手法など
⑧独自提案	仕様書及び要件一覧に記載はないが、児童生徒や教職員にとって有益な提案など

イ 見積書（様式自由）

今回の契約対象である「構築期間①」の金額に加え、「構築期間②」及び「運用保守期間（60か月間）」を含む総事業費の内訳が分かるように記載すること。

ウ デモ環境の提供及び利用手順書（様式自由）

審査期間中に評価委員が実際に操作可能なデモ環境を提供すること。提供方法はクラウド、端末貸与、事業者訪問を想定しており、提供できない場合は失格とする。なお、特別な事情により提供が困難な場合は、別途質問票にて個別協議を行う。

また、デモ環境へのアクセス方法及び操作手順等を記載した利用手順書を作成し、企画提案書と併せて提出すること。手順書には、教職員の1日の業務の流れ（出勤から退勤まで）を把握できるイメージ図と、その流れに則ったデモシナリオを具体的に記載すること。なお、少なくとも

【別紙 1-2】「デモンストレーションに関する評価項目」に記載する機能、操作の説明を含めること。

(2) 提出期限

令和 8 年 7 月 23 日（木）午後 4 時（必着）

(3) 提出方法

「10 担当課」記載の電子メールアドレスに送付すること。（1 ファイル 20MB 以内、2 ファイル合計 40MB 以内で送付すること。）

件名は、「【提出】教育 DX 推進プラットフォーム等構築業務委託」とすること。

また提出後に必ず「10 担当課」記載の電話あてに到着確認を行うこと。

7 プレゼンテーションおよびデモンストレーション

(1) 日時

令和 8 年 8 月 3 日（月）～10 日（月）の内、1 日もしくは 2 日で実施する。

プレゼンテーションの順番及び時間については、後日参加者に対して連絡する。

なお、変更が生じた場合も、改めて参加者に対し連絡する。

(2) 場所

茨城県が指定する場所において対面形式での実施を予定している。

なお、状況によってはオンライン形式等での対応に変更する場合がある。

開催場所、実施方法等の詳細については、後日参加者に対し別途連絡する。

(3) デモンストレーション

ア プレゼンテーションの時間内においてもデモンストレーションを実施すること。なお、実施場所における設備・通信環境等の詳細については、後日別途連絡する。デモ環境の提供・維持に必要な費用やデモンストレーションの実施に必要な環境（機器、ネットワーク、デモ用アカウント等）は、提案者の負担において準備すること。

イ 将来的な実装が見込まれる機能など、現時点ではシステムを操作しながら説明するデモンストレーションが困難な内容がある場合については、企画提案書または操作手順書により、当該機能の説明を補足した資料を用いてプレゼンテーションを行ってもよい。

8 提案の審査方法

(1) 審査方法

資格要件に係る申立書を審査し、適合している提案事業により提出された企画提案書やプレゼンテーション、デモンストレーション等について、担当部局内に設置した審査委員会において、【別紙 1-1】「企画提案書およびプレゼンテーションに関する評価項目」および【別紙 1-2】「デモンストレーションに関する評価項目」に定める評価基準により審査を実施する。

審査結果は、決定後速やかに「審査結果通知書（様式第 7 号）」により、全ての参加者に電子メールで通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果に対する異議申し立て、質問等には一切応じない。

(2) 評価点の算出

① 価格（満点 60 点）

- ・ 見積書の内容を基に採点する。
- ・ システム構築費用（構築期間①②の合算費用）と、運用保守費用（5 年間）の総額について

評価する。

<価格の評価> $60 \text{ 点} \times (1 - \text{当該提案事業者の提案価格} \div \text{見積限度額})$

※ 見積限度額を超える提案は失格とする。なお見積限度額とは、「1-(5)見積限度額」のとおりとする。

※ 小数第一位で四捨五入する。

② 機能要件 (満点 80 点)

- ・ デモンストレーション、プレゼンテーション、機能要件確認表により採点する。

<デモンストレーション>

- ・ 審査項目は【別紙 1-2】「デモンストレーションに関する評価項目」のとおり。各審査項目に対して4つの観点(実用性、操作性、親和性、拡張性)から審査する。

※ 全項目の合計を求め、60点満点となるように換算して算出する。

※ 小数第一位で四捨五入する。

<プレゼンテーション>

- ・ 審査項目は【別紙 1-1】「企画提案書およびプレゼンテーションに関する評価項目」のとおりとする。

<機能要件確認表>

- ・ 【別紙 2-3】「機能要件一覧」に記載された各機能について、「◎」及び「○」は10点、△は4点として点数化する。代替案による対応の可否については事務局が検討し、これに基づく採点結果を評価会議に報告する。

※ 全項目の合計を求め、20点満点となるように換算して算出する。

③ 基本方針、実績、非機能要件、セキュリティ要件、クラウド要件、プロジェクト管理・体制、構築業務、運用保守業務、独自提案等 (満点 260 点)

- ・ 企画提案書及びプレゼンテーションにより採点する。
- ・ 審査項目は【別紙 1-1】「企画提案書およびプレゼンテーションに関する評価項目」のとおりとする。

④ その他

- ・ 価格の評価点、機能要件確認表の評価点と、プレゼンテーション評価点(デモ項目を含む)での得点を合わせて、提案事業者の評価点とする。
- ・ 提案者が1者のみの場合であっても評価は実施する。

(3) 最優秀提案の選定方法

前記の評価結果を基に、次のとおり選定する。

- ① 評価委員の前記の評価結果より、提案ごとの合計評価点を比較して順位を付ける。
- ② 提案ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を決定する。ただし、順位点の合計が同点の場合は、見積額の低い者を上位とする。なお、順位点の合計および見積額のいずれも同点の場合は、提案内容全体を総合的に勘案し、評価委員による再評価のうえ、最優秀提案を決定する。
- ③ 最も順位が高い提案を最優秀提案として決定する。
- ④ 価格点を除く評価点(A)の合計が、当該評価点(A)の満点の50%に満たない場合は、再度公募を実施する。

9 留意事項

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成

- 4年法律第51条)に定める単位に限る。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
 - (3) 提出された企画提案書は公表しない。
 - (4) 提出期限後の企画提案書等の変更、差し替え又は再提出は認めない。
 - (5) 次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。
 - ア 実施要領に定めた資格・要件が備わっていないとき
 - イ 提出期限までに所定の提出書類が整わなかったとき
 - ウ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき
 - エ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
 - (6) 企画提案書等の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。
 - (7) 契約保証金は契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当すると県が判断するときは、契約保証金の全部または一部を免除する場合がある。
 - (8) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、審査委員会で次点の評価を受けた提案事業者と契約締結に向けた手続きを行うことがある。

10 担当課

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県教育庁学校教育部教育改革課 ICT 教育推進室

電 話 : 029-301-5308

メール : kyoukai@edu.pref.ibaraki.jp